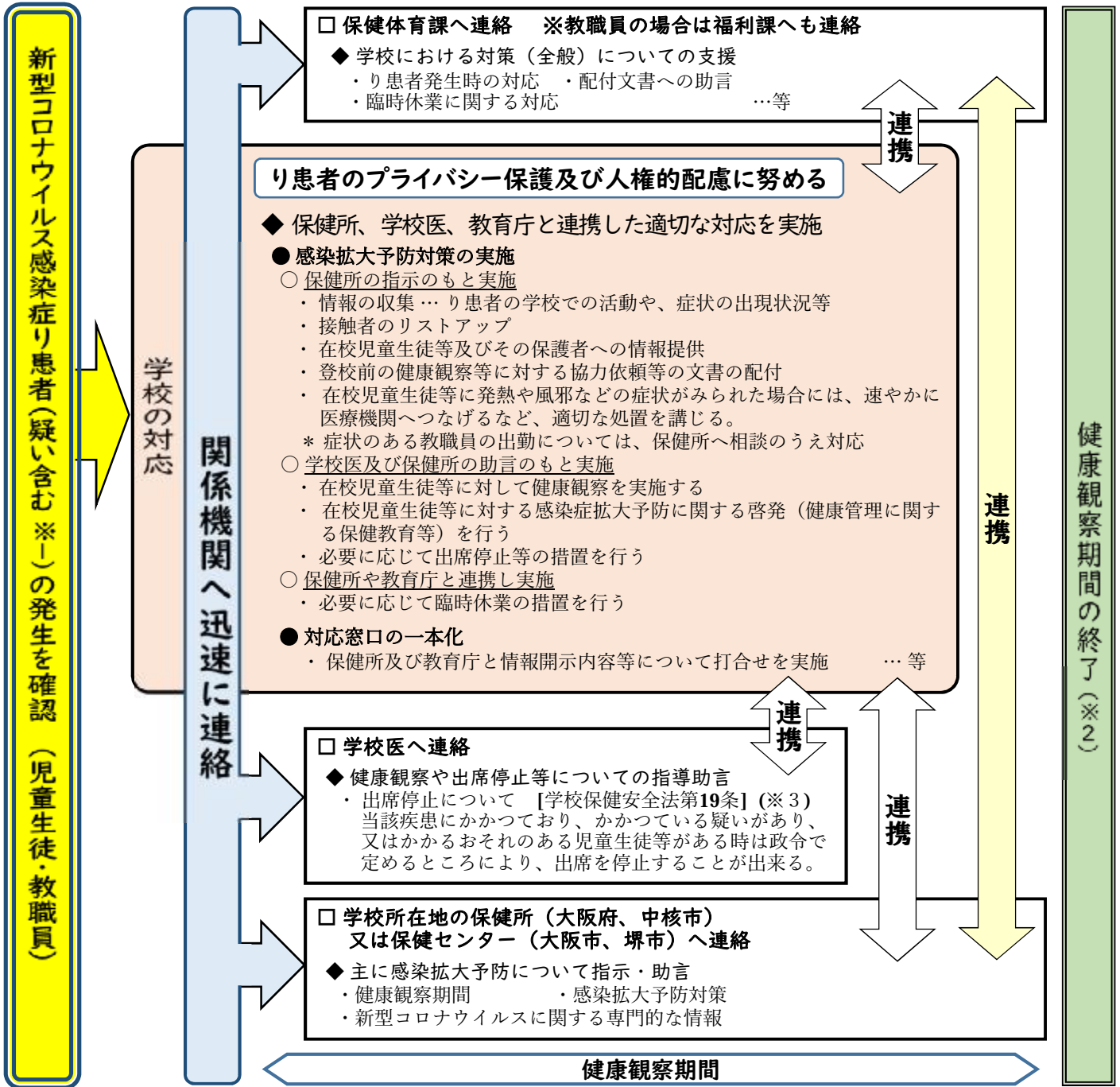


学校における新型コロナウイルス感染症り患者発生時の対応

[第五版]

※本フロー図は、現時点での情報を参考に作成されたものであり、今後新たな情報が入ったり状況の変化があった場合には、変更が生じることもあります。



※1 医療機関にて検査結果待ち等、確定していない段階のこと。

ただし、まだ医療機関を受診してなくても、以下のいずれかに該当する者も疑いに含めることとする。この場合は、専門の帰国者・接触者外来を受診することとなった段階で関係機関へ連絡をすること。

- A 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方。(解熱剤を飲み続けている期間を含む)
- B 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

- 上記、A、Bいずれかの条件に該当する場合は、学校を休み、速やかに「保護者等から最寄りの帰国者・接触者相談センターに電話相談していただく」よう指導をおこなうこと。
また、センターでの相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのあるされた場合は、他の人との接触(公共交通機関の利用等)を避けマスクを着用し受診するよう指導を行うこと。(児童生徒等への対応については、【別紙2】を参照)

※2 健康観察期間等は保健所の指示に従う。

※3 出席停止の基準：学校保健安全法施行規則第19条 第一項、第四項、第五項、第六項に記載
令和2年2月19日付け教保第2635号に記載

- ◆ なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、現時点での対応方針や情報に基づき、子どもたちに不利益の無いようご対応願います。